

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

都市計画マスタープランの見直し、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の本格化等に対応するため、都市計画部門の事務執行体制の強化を図りたいので、開成町課設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町課設置条例の一部を改正する条例

開成町課設置条例（令和 3 年開成町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設ける。 企画政策課 総務課 防災安全課 財務課 総合窓口課 税務課 福祉介護課 子育て健康課 <u>都市計画課</u> 街づくり推進課 産業振興課 環境上下水道課 (事務分掌) 第 2 条 前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画政策課 (1)～(3) (略) 総務課 (1)～(4) (略) 防災安全課 (1)・(2) (略) 財務課 (1)～(3) (略) 総合窓口課 (1)～(4) (略) 税務課	(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設ける。 企画政策課 総務課 防災安全課 財務課 総合窓口課 税務課 福祉介護課 子育て健康課 (新設) 街づくり推進課 産業振興課 環境上下水道課 (事務分掌) 第 2 条 前条に規定する課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画政策課 (1)～(3) (略) 総務課 (1)～(4) (略) 防災安全課 (1)・(2) (略) 財務課 (1)～(3) (略) 総合窓口課 (1)～(4) (略) 税務課

改正後	改正前
(1) (略) 福祉介護課 (1)・(2) (略) 子育て健康課 (1)・(2) (略) <u>都市計画課</u> <u>(1) 都市計画、開発及び建築に関する事項</u> 街づくり推進課 <u>(1) 公園緑地に関する事項</u> <u>(2) 道路及び水路に関する事項</u> 産業振興課 (1)・(2) (略) 環境上下水道課 (1)・(2) (略)	(1) (略) 福祉介護課 (1)・(2) (略) 子育て健康課 (1)・(2) (略) (新設) 街づくり推進課 <u>(1) 都市計画、開発及び建築に関する事項</u> <u>(2) 公園緑地に関する事項</u> <u>(3) 道路及び水路に関する事項</u> 産業振興課 (1)・(2) (略) 環境上下水道課 (1)・(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(開成町都市計画審議会条例の一部改正)

2 開成町都市計画審議会条例（昭和45年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市計画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>街づくり推進課</u> において処理する。